

事務ガイドライン 第三分冊：金融会社関係 11 確定拠出年金運営管理機関関係 新旧対照表

改正後	現行
<p>11 確定拠出年金運営管理機関関係</p> <p>11-4 監督実務</p> <p>11-4-4 法定帳簿等の電磁的方法による保存の要件</p> <p>(1) 法第101条に規定する帳簿書類については、次の①、②の要件を満たす場合は主務省令第11条第4項に定める「加入者等の保護上支障がないと認められるとき」に該当し、同項に定める方法により保存が認められる。</p> <p>① 電磁的方法による保存のための要件となるもの イ～ヘ (略) ト 内部監査等に対応できるシステムとなっていること。</p> <p>チ～ヌ (略)</p> <p>② マイクロフィルムによる保存のための要件となるもの イ～ヘ (略) ト 内部監査等に対応できる体制となっていること。</p> <p>チ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>11 確定拠出年金運営管理機関関係</p> <p>11-4 監督実務</p> <p>11-4-4 法定帳簿等の電磁的方法による保存の要件</p> <p>(1) 法第101条に規定する帳簿書類については、次の①、②の要件を満たす場合は主務省令第11条第4項に定める「加入者等の保護上支障がないと認められるとき」に該当し、同項に定める方法により保存が認められる。</p> <p>① 電磁的方法による保存のための要件となるもの イ～ヘ (略) ト 内部監査等に対応できるシステムとなっていること（特に、<u>監督当局の立入検査に際して、翌々日までに書面による法定帳簿のアウトプットが可能な体制にあること。</u>）。</p> <p>チ～ヌ (略)</p> <p>② マイクロフィルムによる保存のための要件となるもの イ～ヘ (略) ト 内部監査等に対応できる体制となっていること（特に、<u>監督当局の立入検査に際して、翌々日までに書面による法定帳簿のアウトプットが可能な体制にあること。</u>）。</p> <p>チ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>